

## 本山町教育委員会 議事録

令和3年2月定例教育委員会

場所：プラチナセンター 研修室

### (1) 開会及ぶ閉会に関する事項

開会 令和3年2月16日(火) 14時30分

閉会 令和3年2月16日(火) 15時35分

### (2) 出席者等の氏名

出席者 教育長 高橋 清人

職務代理者 小野 雄基

教育委員 前田 侯

教育委員 山内 美香

欠席者 教育委員 溝渕 有香

### (3) 議場に出席した者の氏名

教育次長 右城 有紀

公民館長 泉 俊行

### (4) 議事・報告

教育長 (高橋教育長挨拶)

ただ今より、定例教育委員会を開会します。(省略)

本山町教育委員会会議規則第6条の規定により半数以上の参加者で会議が成立します。本日は3名の委員が参加していますので、本日の会議が成立していることを報告します。

続いて、本日の議事録署名人を選任します。前田委員、山内委員にお願いします。両人は同意願います。それでは続いて議事に入ります。

議事内容

議題・報告等

#### 1. 条例・規則の制定等について

##### ①教育支援センター設置条例の制定について

高橋教育長 条例案を基に説明。

不登校児童生徒に対し、集団生活への適応指導を行い、その自主性及び主体性を育成し、人間関係の改善を図り、学校生活への復帰を支援し、もって社会的自立を資するために、教育支援センターをプラチナセンター内に設置するもの。

教育委員 所長、支援員は常勤なのか。

高橋教育長 所長は常勤。教育振興監の勤務も想定しており、学校への授業力向上の指導等も予定している。支援員は今のところ週3日を考えている。

他になければ、名称の協議をお願いしたい。

教育委員 あったかい、親しみのある名称になればいいのでは。(協議内容省略。)

高橋教育長 名称は「みらい」に決定します。

他に意見等が無いようですので、教育支援センター設置条例の制定について異議はありませんか。

全教育委員 異議なし。

高橋教育長 異議なしですので、この条例案については、3月定例議会に提案することに決定されました。

- ②放課後児童健全育成条例の一部改正及び放課後児童健全育成条例施行規則の制定について  
高橋教育長 条例案を基に説明。まず、第2条の位置については現在新築中の場所に改めたもの。その他事務手続き等については、規則に規定し、条例から削除した。  
規則については、現在の運用している事務手続きを規定した。  
意見等ありませんか。意見等が無いようですので、放課後児童健全育成条例の一部改正及び放課後児童健全育成条例施行規則の制定について異議はありますか。  
全教育委員 異議なし。  
高橋教育長 異議なしですので、この条例改正については、3月定例議会に提案することに決定されました。また、規則の制定については承認決定されました。
- ③大原富枝文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
泉公民館長 本条例に茶室の使用料を明記するもの。現在は諸収入として使用料を徴収していますが明文化し適正化を図るもの。  
教育委員 使用料の午前中1,000円は安いのではないかと。  
泉公民館長 文学館の入場料が300円。ゆっくりご観覧いただくと約1時間を要する。それを基に午前中3時間1,000円とした。午後等についても時間300円を基本に定めた。  
教育委員 茶室のみで夜9時まで対応するのか。  
泉公民館長 実績はないが、希望者がいれば今後対応したい。また、いろいろな会議等にもぜひ使ってほしい。  
高橋教育長 他に意見等ありませんか。それでは本条例の改正について異議はありますか。  
全教育委員 異議なし。  
高橋教育長 異議なしですので、この条例改正については、3月定例議会に提案することに決定されました。
- ④社会教育委員設置条例及び社会教育委員の会議の運営に関する規則の制定について  
泉公民館長 現在社会教育委員は公民館の運営審議委員が兼ねることが出来る規定の中で協議活動をしています。幅広く社会教育活動、文化的教養を高める活動の環境を整えるため設置するもの。  
教育委員 現在の状況は。  
泉公民館長 公民館運営審議委員が兼ねて活動しているが、今後公民館機能を果たしていない中央公民館、吉野公民館の位置づけなど、公民館条例の改正も必要であり、新たに社会教育委員設置条例を制定するもの。  
高橋教育長 関連がありますので、会議運営規則の説明をさせます。  
泉公民館長 この規則は、社会教育委員の会議の運用について規定したものです。現在の運用を踏まえて定めている。  
高橋教育長 意見等ありませんか。それでは本条例及び規則の改正について異議はありますか。  
全教育委員 異議なし。  
高橋教育長 異議なしですので、この条例改正については、3月定例議会に提案することに決定されました。規則については条例議決後の施行日となります。
- ⑤本山町学校運営協議会規則の制定について  
右城次長 本町3校に順次コミュニティスクールを設置するために、本山町学校運営協議会規則を定めるもの。(規則案を基に説明)  
教育委員 本規則でコミュニティスクールを設置する場合、保護者、地域住民の意見を聞くものとしているが、吉野校区の状況は。  
右城次長 PTA役員会では説明してきた。今後町の広報誌等で知らせていき、対応する。  
教育委員 運営協議会への教育委員会職員の参加は。

右城次長 委員としての参加は考えていない。最初はオブザーバーとしての参加は必要かもしれない。

教育委員 町内3校あるが、協議会は1つで行うのか。

右城次長 将来的には一つでとの思いはあるが、まずは初めての取り組みであり吉野小から設置する。現在予定の委員は吉野校区の関係者がほとんどである。

教育委員 より地域に密着したものとするため、校区ごとに定めることが良いのでは。

高橋教育長 吉野小学校で取り組んでいく中で、委員会と協議し判断したい。

他に意見等ありませんか。それでは本規則の制定について異議はありませんか。

全教育委員 異議なし。

高橋教育長 異議なしですので、この規則については制定されました。

## 2. 児童クラブと子ども教室の運営について

高橋教育長 児童クラブについては、来年度から本山小学校校庭内に建設中の新施設での活動となることから、子ども教室と統合できればと保護者と協議してきたが、保護者負担金の差もあり、子どもの居場所づくりについては現在の2施設の運用で行う。しかし夏季休暇中の施設の対応や兄弟の関係で、児童クラブで6年生までの受け入れ希望があり、現在の1~3年生の対象から6年生までを対象としたい。

全教育委員 異議なし。

## 3. 区域外就学承認について

右城次長 就学区域外申請について協議をお願いします。(申請書等説明)本町の就学指定校変更事務及び区域外就学事務取扱要綱により許可妥当と考える。

高橋教育長 質問意見等ありませんか。無いようですので、この申請の承認について異議はありませんか。

全教育委員 異議なし。

高橋教育長 異議がありませんので、この区域外就学については承認されました。

## 4. その他

### ①令和3年度年間行事予定(案)について

令和3年度年間行事予定表(案)を基に、教育委員の行事等を中心に協議。

### ②卒業式の来賓については、コロナ禍で招待しないことを報告。

来賓は、町長、教育長、議会議長のみとする。

教育長 その他、何かありませんか。

ないようですので、次回の委員会は、3月5日(金)16時30分からプラチナセンター研修室で行います。

以上で本日の教育委員会を閉会します。ご協力ありがとうございました。